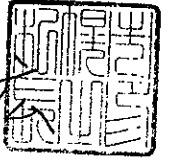


札幌市職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 7 年 3 月 2 / 日

札幌市長

秋 元 克 本



札幌市規則第 16 号

札幌市職員失業者の退職手当支給規則の一部を改正する規則

札幌市職員失業者の退職手当支給規則（平成 16 年規則第 49 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 9 条の 2 第 2 号中「就業手当に相当する退職手当又は同項に規定する」を削る。
- (2) 第 24 条第 1 項中「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当（以下「就業手当」という。）に相当する退職手当にあっては就業手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「第 56 条の 3 第 1 項第 1 号」に、「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号ロ」を「再就職手当に相当する退職手当支給申請書に、同号」に改める。
- (3) 第 25 条中第 9 号を削り、第 10 号を第 9 号とし、第 11 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に札幌市職員失業者の退職手当支給規則第 5 条に規定する受給資格者が実施した改正前の第 9 条の 2 第 2 号の事業（就業手当に相当する退職手当の支給を受けた事業に限る。）については、同号の規定は、同日後も、なおその効力を有する。